

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 二 十 号

平成二十年六月六日(金曜日)

午前十一時五十五分開議

出席委員

委員長 茂木 敏充君

理事 大村 秀章君

理事 田村 憲久君

理事 吉野 正芳君

理事 山井 和則君

理事 阿部 俊子君

井上 信治君

小野 次郎君

川条 志嘉君

櫻田 義孝君

篠田 陽介君

谷畑 孝君

永岡 桂子君

早川 忠孝君

松浪 健太君

松本 洋平君

内山 晃君

菊田真紀子君

園田 康博君

細川 律夫君

柚木 道義君

高木美智代君

阿部 知子君

後藤 茂之君

宮澤 洋一君

山田 正彦君

福島 豊君

新井 悦二君

石崎 岳君

近江屋信広君

木原 誠二君

清水鴻一郎君

高鳥 修一君

富岡 勉君

長崎幸太郎君

福岡 資麿君

松本 純君

やまざわ 大志郎君

岡本 充功君

郡 和子君

田嶋 要君

三井 辨雄君

伊藤 涉君

高橋千鶴子君

糸川 正晃君

木村 義雄君

杉村 太蔵君

西本 勝子君

萩原 誠司君

林 潤君

三ツ林隆志君

長妻 昭君

古屋 範子君

やまざわ 大志郎君

近江屋信広君

阿部 俊子君

永岡 桂子君

小野 次郎君

早川 忠孝君

田嶋 要君

高木美智代君

補欠選任

西本 勝子君

林 潤君

杉村 太蔵君

井澤 京子君

萩原 誠司君

三ツ林隆志君

木村 義雄君

長妻 昭君

古屋 範子君

同日

阿部 俊子君

小野 次郎君

近江屋信広君

篠田 陽介君

永岡 桂子君

早川 忠孝君

やまざわ 大志郎君

田嶋 要君

高木美智代君

六月六日

年金記録に関する予備的調査要請書(長妻昭君
外百十三名提出、平成二十年衆予調第二号)
は本委員会に送付された。

六月六日

現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・
子育て支援予算の大幅増額に関する請願(阿部
知子君紹介)(第三八二三号)
同(園田康博君紹介)(第三八二四号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八二五号)
同(菊田真紀子君紹介)(第三八二六号)
同(細川律夫君紹介)(第三八二七号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八二八号)
同(細川律夫君紹介)(第三八二九号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八三〇号)
同(細川律夫君紹介)(第三八三一号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八三二号)
同(細川律夫君紹介)(第三八三三号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八三四号)
同(細川律夫君紹介)(第三八三五号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八三六号)
同(細川律夫君紹介)(第三八三七号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八三八号)
同(細川律夫君紹介)(第三八三九号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八四〇号)
同(細川律夫君紹介)(第三八四一号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八四二号)
同(細川律夫君紹介)(第三八四三号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八四四号)
同(細川律夫君紹介)(第三八四五号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八四六号)
同(細川律夫君紹介)(第三八四七号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八四八号)
同(細川律夫君紹介)(第三八四九号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八五〇号)
同(細川律夫君紹介)(第三八五一号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八五二号)
同(細川律夫君紹介)(第三八五三号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八五四号)
同(細川律夫君紹介)(第三八五五号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八五六号)
同(細川律夫君紹介)(第三八五七号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八五八号)
同(細川律夫君紹介)(第三八五九号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八六〇号)
同(細川律夫君紹介)(第三八六一号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八六二号)
同(細川律夫君紹介)(第三八六三号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八六四号)
同(細川律夫君紹介)(第三八六五号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八六六号)
同(細川律夫君紹介)(第三八六七号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八六八号)
同(細川律夫君紹介)(第三八六九号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八七〇号)
同(細川律夫君紹介)(第三八七一号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八七二号)
同(細川律夫君紹介)(第三八七三号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八七四号)
同(細川律夫君紹介)(第三八七五号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八七六号)
同(細川律夫君紹介)(第三八七七号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八七八号)
同(細川律夫君紹介)(第三八七九号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八八〇号)
同(細川律夫君紹介)(第三八八一号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八八二号)
同(細川律夫君紹介)(第三八八三号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八八四号)
同(細川律夫君紹介)(第三八八五号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八八六号)
同(細川律夫君紹介)(第三八八七号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八八八号)
同(細川律夫君紹介)(第三八八九号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八九〇号)
同(細川律夫君紹介)(第三八九一号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八九二号)
同(細川律夫君紹介)(第三八九三号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八九四号)
同(細川律夫君紹介)(第三八九五号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八九六号)
同(細川律夫君紹介)(第三八九七号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八九八号)
同(細川律夫君紹介)(第三八九九号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三九〇〇号)
同(細川律夫君紹介)(第三九〇一号)

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十号

平成二十年六月六日

同(塩谷立君紹介)(第三八八二号)	同(安次富修君紹介)(第四〇四四号)	同(牧義夫君紹介)(第四〇八三号)	同(塩崎恭久君紹介)(第四二〇七号)
同(重野安正君紹介)(第三八八三号)	同(赤澤亮正君紹介)(第四〇四五号)	同(増原義剛君紹介)(第四〇八四号)	同(下条みつ君紹介)(第四二〇八号)
同(実川幸夫君紹介)(第三八八四号)	同(赤羽一嘉君紹介)(第四〇四六号)	同(松浪健四郎君紹介)(第四〇八五号)	同(鈴木恒夫君紹介)(第四二〇九号)
同(篠田陽介君紹介)(第三八八五号)	同(赤松広隆君紹介)(第四〇四七号)	同(松野頼久君紹介)(第四〇八六号)	同(田名部匡代君紹介)(第四二一〇号)
同(柴山昌彦君紹介)(第三八八六号)	同(飯島夕雁君紹介)(第四〇四八号)	同(松本洋平君紹介)(第四〇八七号)	同(高市早苗君紹介)(第四二一一号)
同(神風英男君紹介)(第三八八七号)	同(石田真敏君紹介)(第四〇四九号)	同(丸谷佳織君紹介)(第四〇八八号)	同(高橋千鶴子君紹介)(第四二一二号)
同(杉田元司君紹介)(第三八八八号)	同(糸川正晃君紹介)(第四〇五〇号)	同(三井辨雄君紹介)(第四〇八九号)	同(竹下亘君紹介)(第四二一三号)
同(園田康博君紹介)(第三八八九号)	同(漆原良夫君紹介)(第四〇五一号)	同(望月義夫君紹介)(第四〇九〇号)	同(津島雄二君紹介)(第四二一四号)
同(高井美穂君紹介)(第三八九〇号)	同(江田康幸君紹介)(第四〇五二号)	同(森英介君紹介)(第四〇九一号)	同(照屋寛徳君紹介)(第四二一五号)
同(高木義明君紹介)(第三八九一号)	同(大島敦君紹介)(第四〇五三号)	同(谷津義男君紹介)(第四〇九二号)	同(土肥隆一君紹介)(第四二一六号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三八九二号)	同(岡下信子君紹介)(第四〇五四号)	同(山岡賢次君紹介)(第四〇九三号)	同(西村真悟君紹介)(第四二一七号)
同(谷川弥一君紹介)(第三八九三号)	同(奥村展三君紹介)(第四〇五五号)	同(山田正彦君紹介)(第四〇九四号)	同(平口洋君紹介)(第四二一八号)
同(谷畑孝君紹介)(第三八九四号)	同(金子恭之君紹介)(第四〇五六号)	同(横山北斗君紹介)(第四〇九五号)	同(保坂展人君紹介)(第四二一九号)
同(玉沢徳一郎君紹介)(第三八九五号)	同(川条志嘉君紹介)(第四〇五七号)	同(吉野正芳君紹介)(第四〇九六号)	同(細川律夫君紹介)(第四二二〇号)
同(徳田毅君紹介)(第三八九六号)	同(黄川田徹君紹介)(第四〇五八号)	同(安住淳君紹介)(第四一八二号)	同(松本純君紹介)(第四二二一号)
同(仲村正治君紹介)(第三八九七号)	同(北村誠吾君紹介)(第四〇五九号)	同(赤松広隆君紹介)(第四一八三号)	同(松本剛明君紹介)(第四二二二号)
同(丹羽秀樹君紹介)(第三八九八号)	同(倉田雅年君紹介)(第四〇六〇号)	同(赤嶺政賢君紹介)(第四一八四号)	同(村井宗明君紹介)(第四二二三号)
同(西村智奈美君紹介)(第三八九九号)	同(小宮山洋子君紹介)(第四〇六一号)	同(石井郁子君紹介)(第四一八五号)	同(村田吉隆君紹介)(第四二二四号)
同(西村康稔君紹介)(第三九〇〇号)	同(後藤茂之君紹介)(第四〇六二号)	同(市村浩一郎君紹介)(第四一八六号)	同(山岡賢次君紹介)(第四二二五号)
同(羽田孜君紹介)(第三九〇一号)	同(後藤斎君紹介)(第四〇六三号)	同(今津寛君紹介)(第四一八七号)	同(山井和則君紹介)(第四二二六号)
同(萩原誠司君紹介)(第三九〇二号)	同(郡和子君紹介)(第四〇六四号)	同(遠藤宣彦君紹介)(第四一八八号)	同(山本公一君紹介)(第四二二七号)
同(鉢呂吉雄君紹介)(第三九〇三号)	同(近藤昭一君紹介)(第四〇六五号)	同(小此木八郎君紹介)(第四一八九号)	同(吉井英勝君紹介)(第四二二八号)
同(浜田靖一君紹介)(第三九〇四号)	同(近藤三津枝君紹介)(第四〇六六号)	同(小沢鋭仁君紹介)(第四一九〇号)	同(格差社会を是正し、命と暮らしを守るために社会保障の拡充を求めることに関する請願(穀田恵二君紹介)(第三九二一号)
同(原田憲治君紹介)(第三九〇五号)	同(近藤基彦君紹介)(第四〇六七号)	同(岡部英明君紹介)(第四一九一号)	同(地域医療を守り、国立病院の存続・拡充を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第三九二二号)
同(平沼赳夫君紹介)(第三九〇六号)	同(佐藤剛男君紹介)(第四〇六八号)	同(岡本充功君紹介)(第四一九二号)	
同(福島豊君紹介)(第三九〇七号)	同(斉藤鉄夫君紹介)(第四〇六九号)	同(笠井亮君紹介)(第四一九三号)	
同(福田昭夫君紹介)(第三九〇八号)	同(仙谷由人君紹介)(第四〇七〇号)	同(河村たかし君紹介)(第四一九四号)	
同(藤村修君紹介)(第三九〇九号)	同(田嶋要君紹介)(第四〇七一号)	同(木原稔君紹介)(第四一九五号)	
同(松原仁君紹介)(第三九一〇号)	同(田村謙治君紹介)(第四〇七二号)	同(吉良州司君紹介)(第四一九六号)	
同(松本大輔君紹介)(第三九一一号)	同(滝実君紹介)(第四〇七三号)	同(菊田真紀子君紹介)(第四一九七号)	
同(松本龍君紹介)(第三九一二号)	同(谷畑孝君紹介)(第四〇七四号)	同(北神圭朗君紹介)(第四一九八号)	
同(三谷光男君紹介)(第三九一三号)	同(谷本龍哉君紹介)(第四〇七五号)	同(楠田大蔵君紹介)(第四一九九号)	
同(宮澤洋一君紹介)(第三九一四号)	同(中川正春君紹介)(第四〇七六号)	同(小宮山洋子君紹介)(第四二〇〇号)	
同(山口俊一君紹介)(第三九一五号)	同(仲野博子君紹介)(第四〇七七号)	同(穀田恵二君紹介)(第四二〇一号)	
同(山崎拓君紹介)(第三九一六号)	同(長安豊君紹介)(第四〇七八号)	同(佐々木憲昭君紹介)(第四二〇二号)	
同(山田正彦君紹介)(第三九一七号)	同(西博義君紹介)(第四〇七九号)	同(佐々木隆博君紹介)(第四二〇三号)	
同(吉井英勝君紹介)(第三九一八号)	同(根本匠君紹介)(第四〇八〇号)	同(笹木竜三君紹介)(第四二〇四号)	
同(渡辺具能君紹介)(第三九一九号)	同(平田耕一君紹介)(第四〇八一号)	同(志位和夫君紹介)(第四二〇五号)	
同(渡部篤君紹介)(第三九二〇号)	同(古屋圭司君紹介)(第四〇八二号)	同(塩川鉄也君紹介)(第四二〇六号)	

一郎君紹介)(第三九三二一號)
醫師・看護師不足など医療の危機打開を求める
ことに關する請願(赤嶺政賢君紹介)(第三九三
二號)

同(岡本充功君紹介)(第四二三〇號)
後期高齢者医療制度の廃止を求めることに關す
る請願(岩國哲人君紹介)(第三九三三三號)

同(岩國哲人君紹介)(第四〇九九號)
同(岩國哲人君紹介)(第四二二一號)
ハンセン病問題基本法を制定し、開かれた国立
ハンセン病療養所の未来を求めることに關する
請願(阿部知子君紹介)(第三九三四號)

同(赤松広隆君紹介)(第三九三五號)
同(石関貴史君紹介)(第三九三六號)
同(枝野幸男君紹介)(第三九三七號)
同(加藤公一君紹介)(第三九三八號)
同(川内博史君紹介)(第三九三九號)

同(佐田玄一郎君紹介)(第三九四〇號)
同(齊藤斗志二君紹介)(第三九四一號)
同(笹川堯君紹介)(第三九四二號)
同(仲村正治君紹介)(第三九四三號)
同(萩原誠司君紹介)(第三九四四號)

同(鳩山由紀夫君紹介)(第三九四五號)
同(平沼赳夫君紹介)(第三九四六號)
同(福島豊君紹介)(第三九四七號)
同(藤村修君紹介)(第三九四八號)
同(松本龍君紹介)(第三九四九號)

同(安次富修君紹介)(第四一〇〇號)
同(江田康幸君紹介)(第四一〇一號)
同(小川淳也君紹介)(第四一〇二號)
同(大島敦君紹介)(第四一〇三號)
同(金子恭之君紹介)(第四一〇四號)

同(木村義雄君紹介)(第四一〇五號)
同(倉田雅年君紹介)(第四一〇六號)
同(近藤昭一君紹介)(第四一〇七號)
同(重野安正君紹介)(第四一〇八號)
同(園田博之君紹介)(第四一〇九號)

同(徳田毅君紹介)(第四一一〇號)
同(西博義君紹介)(第四一一一號)

同(保坂展人君紹介)(第四一二二號)
同(松野頼久君紹介)(第四一二三號)
同(三井辨雄君紹介)(第四一二四號)
同(宮路和明君紹介)(第四一二五號)
同(谷津義男君紹介)(第四一二六號)

同(横山北斗君紹介)(第四一二七號)
同(安住淳君紹介)(第四一二八號)
同(赤嶺政賢君紹介)(第四二二三三號)
同(石井郁子君紹介)(第四二二三四號)
同(小里泰弘君紹介)(第四二二三五號)

同(川内博史君紹介)(第四二三六號)
同(河村たかし君紹介)(第四二三七號)
同(古賀誠君紹介)(第四二三八號)
同(後藤田正純君紹介)(第四二三九號)
同(志位和夫君紹介)(第四二四〇號)

同(津島雄二君紹介)(第四二四一號)
同(照屋寛徳君紹介)(第四二四二號)
同(土肥隆一君紹介)(第四二四三號)
同(林田彪君紹介)(第四二四四號)
同(細野豪志君紹介)(第四二四五號)

同(村田吉隆君紹介)(第四二四六號)
同(山井和則君紹介)(第四二四七號)
同(渡辺周君紹介)(第四二四八號)
後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求めるこ
とに關する請願(笠井亮君紹介)(第三九五〇號)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三九五〇號)
高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者
医療制度の中止・撤回をすることに關する請願
(阿部知子君紹介)(第三九五一號)

同(笠井亮君紹介)(第三九五二號)
同(志位和夫君紹介)(第三九五三號)
同(穀田恵二君紹介)(第四一八八號)
同(佐々木憲昭君紹介)(第四一九九號)
同(志位和夫君紹介)(第四二二〇號)

同(高橋千鶴子君紹介)(第四二二一號)
同(吉井英勝君紹介)(第四二二二號)
同(志位和夫君紹介)(第四二四九號)
同(志位和夫君紹介)(第四二四九號)
同(志位和夫君紹介)(第四二四九號)

同(志位和夫君紹介)(第四二四九號)
同(志位和夫君紹介)(第四二四九號)
同(志位和夫君紹介)(第四二四九號)
同(志位和夫君紹介)(第四二四九號)
同(志位和夫君紹介)(第四二四九號)

同(長安豊君紹介)(第四二二四號)
同(石井郁子君紹介)(第四二二五號)
同(武部勤君紹介)(第四一三七七號)
同(寺田学君紹介)(第四一三八八號)
同(長安豊君紹介)(第四一三九八號)

同(枝野幸男君紹介)(第三九五五號)
同(高山智司君紹介)(第四二五二二號)
同(田中和徳君紹介)(第三九五七號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)

同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)

同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)

同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)

同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)

同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)

同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)

同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)
同(田村憲久君紹介)(第四二五五號)

同(高木義明君紹介)(第四一三五五號)
同(高橋千鶴子君紹介)(第四一三六六號)
同(武部勤君紹介)(第四一三七七號)
同(寺田学君紹介)(第四一三八八號)
同(長安豊君紹介)(第四一三九八號)

同(西博義君紹介)(第四一四〇〇號)
同(野田聖子君紹介)(第四一四一一號)
同(松本洋平君紹介)(第四一四二二號)
同(赤嶺政賢君紹介)(第四一四三三號)
同(石井郁子君紹介)(第四一四四四號)

同(今津寛君紹介)(第四二五五五號)
同(河村たかし君紹介)(第四二五六六號)
同(塩崎恭久君紹介)(第四二五七七號)
同(下条みつ君紹介)(第四二五八八號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)

同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)

同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)

同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)

同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)

同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)

同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)
同(津島雄二君紹介)(第四二五九九號)

を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりです。

第一に、国は、国立ハンセン病療養所において、入所者に対して必要な療養を行うものとし、入所者の意思に反して退所させてはならないものとする。

第二に、国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三に、国は、入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体または地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。

第四に、国は、ハンセン病の患者であつた者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等の措置を講ずるものとする。

なお、この法律は、平成二十一年四月一日から施行し、らい予防法の廃止に関する法律は廃止することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○茂木委員長　この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。西川厚生労働副大臣。

○西川副大臣　今回のハンセン病問題の解決の促進に関する法律案につきましては、特に政府として異議はございません。

○茂木委員長　お諮りいたします。

お手元に配付いたしております草案をハンセン病問題の解決の促進に関する法律案の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○茂木委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、ただいま委員会提出と決しました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○茂木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

今回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障(第七条―第十三条)

第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助(第十四条―第十七条)

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼(第十八条)

第五章 親族に対する援護(第十九条―第二十条)

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であつた者等が地域社会において平穩に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。この

法律に基づき、ハンセン病の患者であつた者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であつた者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であつた者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穩な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であつた者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病の患者であつた者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であつて、ハンセン病の患者であつた者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの(以下「ハンセン病問題」という。)の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十六条第一項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。

2

この法律において「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及び本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所をいう。

3 この法律において「入所者」とは、らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号。以下本則において「廃止法」という。)によりらい予防法(昭和二十八年法律第二百四十四号。以下「予防法」という。)が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であつて、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。

(基本理念)

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であつた者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であつた者等に対して、ハンセン病の患者であつたこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のつとめ、ハンセン病の患者であつた者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念のつとめ、ハンセン病の患者であつた者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(ハンセン病の患者であつた者等その他の関係者の意見の反映のための措置)

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であつた者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

(国立ハンセン病療養所における療養)

第七条 国は、国立ハンセン病療養所において、入所者(国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。第九条及び第十四条を除き、以下同じ。)に対して、必要な療養を行うものとする。

(国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所)

第八条 国立ハンセン病療養所の長は、廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者であつて、現に国立ハンセン病療養所等を退所しており、かつ、日本国内に住所を有するもの(以下「退所者」という。)又は廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有したことがあり、かつ、国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者であつて、現に国立ハンセン病療養所等に入所しておらず、かつ、日本国内に住所を有するもの(以下「非入所者」という。)が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、前項の規定により国立ハンセン病療養所に入所した者に対して、必要な療養を行うものとする。

(国立ハンセン病療養所以外のハンセン病療養所における療養に係る措置)

第九条 国は、入所者(第二条第二項の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所している者に限る。)に対する必要な療養が確保されるよ

う、必要な措置を講ずるものとする。

(意思に反する退所及び転所の禁止)

第十条 国は、入所者の意思に反して、現に入所している国立ハンセン病療養所から当該入所者を退所させ、又は転所させてはならない。

(国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のための措置)

第十一条 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するよう努めるものとする。

(良好な生活環境の確保のための措置等)

第十二条 国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、入所者の意見を尊重しなければならない。

(福利の増進)

第十三条 国は、入所者の教養を高め、その福利を増進するよう努めるものとする。

第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助

(社会復帰の支援のための措置)

第十四条 国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者(廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。)の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものとする。

(ハンセン病療養所退所者給与金及びハンセン病療養所非入所者給与金の支給)

第十五条 国は、退所者に対し、その者の生活の安定を図るため、ハンセン病療養所退所者給与金を支給するものとする。

2 国は、非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項のハンセン病療養所退所者給与金及び前項のハンセン病療養所非入所者給与金(以下「給与金」という。)の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 租税その他の公課は、給与金を標準として、課することができない。

(ハンセン病等に係る医療体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第十七条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼

第十八条 国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

第五章 親族に対する援助

(親族に対する援助の実施)

第十九条 都道府県知事は、入所者の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のうち、当該入所者が入所しなかったならば、主としてその者の収入

によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を有するものが、生計困難のため、援助を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援助を行うことができる。ただし、これらの者が他の法律(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)を除く。)に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

2 前項の規定による援助(以下「援助」という。)は、金銭を支給することによつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援助の目的を達するために必要があるときは、現物を支給することによつて行うことができる。

3 援助のための金品は、援助を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

4 援助の種類、範囲、程度その他援助に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の支弁)

第二十条 都道府県は、援助に要する費用を支弁しなければならない。

(費用の徴収)

第二十一条 都道府県知事は、援助を行った場合において、その援助を受けた者に対して、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定により扶養の義務を履行しなければならない者(入所者を除く。)があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援助の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 生活保護法第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(国庫の負担)

第二十二条 国庫は、政令で定めるところにより、第二十条の規定により都道府県が支弁する

費用の全部を負担する。

(公課及び差押えの禁止)

第二十三条 租税その他の公課は、援助として支給される金品を標準として、課することができない。

2 援助として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、差し押さえることができない。

(事務の区分)

第二十四条 第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(らい、予防法の廃止に関する法律の廃止)

第二条 らい、予防法の廃止に関する法律は、廃止する。

(らい、予防法の廃止に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の日前に行われ、又は行われるべきであった前条の規定による廃止前のらい予防法の廃止に関する法律(以下「旧廃止法」という。)第六条の規定による援助については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の日前に行われ、又は行われるべきであった旧廃止法第七条に規定する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

第五条 旧廃止法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧廃止法附則第四条の規

定によりなお効力を有することとされる予防法
第二十六条の規定は、なおその効力を有する。
(地方自治法の一部改正)
第六条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。
別表第一ら、い、予防法の廃止に関する法律(平成
八年法律第二十八号)の項を削る。
別表第一に次のように加える。

ハンセン病問題の解決の促進に 関する法律(平成二十年法律第 号)	第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府 県が処理することとされている事務
--	--

(租税特別措置法の一部改正)

第七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二
十六号)の一部を次のように改正する。
第四十一条の八の見出し中「等」を削り、同条
第二項を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第八条 厚生労働省設置法の一部を次のように改
正する。

第十六条第一項の表国立ハンセン病療養所の
項中「ら、い、予防法の廃止に関する法律(平成八年
法律第二十八号)第四条」を「ハンセン病問題の
解決の促進に関する法律(平成二十年法律第
号)第二条第三項」に、「入所者等」を「入所
者(国立ハンセン病療養所に入所している者に
限る。以下この条において同じ。)」に改め、同
条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条
第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加え
る。

6 厚生労働大臣は、ハンセン病問題の解決の
促進に関する法律第十二条第一項の措置とし
て、第一項に定める所掌事務のほか、国立ハ
ンセン病療養所に、入所者に対する医療の提
供に支障がない限り、入所者以外の者に対す
る医療を行わせることができる。
第十六条に次の一項を加える。

9 国立ハンセン病療養所は、ハンセン病問題
の解決の促進に関する法律第十二条第一項の
措置として、厚生労働省令で定めるところに
より、入所者に対する医療の提供に支障がな

い限り、その土地、建物、設備等を地方公共
団体又は地域住民等の利用に供することがで
きる。
(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政
法人に関する法律の一部改正)
第九条 高度専門医療に関する研究等を行う独立
行政法人に関する法律の一部を次のように改正
する。
附則第二十条のうち厚生労働省設置法第十六
条の改正規定中「を第六項とする」を「から第九
項までを一項ずつ繰り上げる」に改める。
(厚生労働省令への委任)
第十条 この附則に定めるもののほか、この法律
の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令
で定める。

理 由

国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に
起因するハンセン病の患者であつた者等の福祉の
増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問
題の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに
国及び地方公共団体の責務を明らかにするととも
に、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事
項を定める必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平成二十一年
度において約三十八億円の見込みである。

平成二十年六月十九日印刷

平成二十年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A